

令和5年土佐清水市議会定例会1月会議会議録

第1日（令和5年1月23日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 審議期間の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議案第1号 土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 工事請負契約金額の変更について

議案第4号 工事請負契約金額の変更について

（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第5 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主 幹 | 丹生石大介 君 |
| 主 事 | 尾崎 智彩 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**出席要求による出席者**

|                        |         |                      |         |
|------------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 井上 美樹 君 | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長          | 宮地 直道 君 | まちづくり対策課長            | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水道課長                   | 山本 実 君  | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和5年土佐清水市議会定例会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

令和5年土佐清水市議会定例会の会期につきましては、議会運営委員会でご審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 弘田条君。

（議会運営委員会委員長 弘田条君登壇）

○議会運営委員会委員長（弘田条君） おはようございます。

ただいま議題となっております令和5年土佐清水市議会定例会の会期及び審議期間につきましては、1月16日開催の議会運営委員会におきまして審議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本日から12月28日までの340日間とし、1月会議の審議期間につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（細川博史君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月28日までの340日間といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月28日までの340日間と決しました。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

1月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番岡本詠君、10番前田晃君を指名いたします。

日程第4、市長提出、議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第4号「工事請負契約金額の変更について」までの議案4件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

なお、市長より、マスクを外しての説明を希望したいとのことですので、これを許可します。
市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 皆さま、新年あけましておめでとうございます。

本日は、令和5年土佐清水市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことを心からお礼申し上げます。1月会議の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げますとともに、本会議に提案させていただきました議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

皆様におかれましては、健やかに、令和5年の初春を迎えられたこととお喜び申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への様々な対応に、御理解と御協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、全国では1月に入り、感染して亡くなられた人の数が連日過去最多となり、急増している状況にあります。専門家によりますと、流行しているウイルスの性質が変わったわけではなく、感染者数そのものが急増していることが背景にあると考えられ、感染者として報告される人数は、昨年夏の第7波を超えていないものの、現在は感染者の全数把握が完全には行われておらず、実際には、すでに第7波のピークを超える過去最大の感染となり、死者数も過去最多と考えられると指摘されております。その上、高齢者の感染が多いことも、死者数の増加の背景として考えられ、オミクロン株対応ワクチンの高齢者での接種率は6割程度と、3回目までの割合に比べて多くないことに加え、行動制限のない年末年始で多くの移動や接触があったため、増加傾向は今後も続くと思われるべきであり、インフルエンザの同時流行という今までになかった事態にも直面し、医療の逼迫がさらに厳しくなっていると分析されております。

一方、県内の状況を見ますと、1月5日には陽性者数が1,903人を数え、急速な感染拡大が懸念されたところではありますが、以降は徐々に減少傾向にあります。しかし県は、新規の感染者数は若干減少しているが、第8波がピークに達しているとは判断できず、今後の感染拡大と医療体制のさらなる逼迫に、厳重な警戒が必要としており、現在も予断を許さない状況であることは間違いなく、気を緩めることなく、ワクチン接種についても継続して取り組み、感染拡大防止に努めて参ります。

市民の皆様におかれましても引き続き、基本的な、感染症対策の徹底をお願い申し上げる次第であります。

本市における、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチン接種については、高齢者の方の5回目の接種時期に合わせて、12月11日・18日に、旧清水保育園で集団接種を実施し、約1,200の方がワクチン接種をされました。また、本市の1月15日時点でのオミクロン株対応のワクチン接種率は49.0%となっております。なお、新型コロナウイルスワクチンの接種期間は、令和5年3月31日までとなっておりますので、ワクチン接種を希望される方は、早めの接種をお願いいたします。

こうした、厳しい感染状況の中にあっても、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準とはいかないものの、感染拡大前の日常を取り戻すべく、試行錯誤が各分野において取り組まれており、私としても感染症拡大防止とともに、市民の皆様の生活を守るべく、本年も引き続き全力で市政に取り組んで参りますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回御提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議案第1号は、土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本市は、日本ジオパーク認定に向けての取組として、平成26年4月に産業振興課内にジオパーク推進係を設置。翌、平成27年4月には、観光商工課内にジオパーク推進室を設置し、体制を拡充するとともに、令和2年1月からは、さらなる取組の強化及び環境省が設置する竜串ビジターセンターの管理運営のため、国立公園*ジオパーク推進課を設置しました。

それと並行し、平成27年2月27日には土佐清水ジオパーク推進協議会が設立され、市と協議会の二人三脚でジオパーク認定に向け取り組んで参りました。その結果、晴れて令和3年9月25日に、日本ジオパークの認定がなされたことは、皆様の記憶にも新しいことと存じます。日本ジオパーク認定を目指し、取り組んできました初期の目的が達成された現在、今後におけるジオパークに関する取組と、竜串ビジターセンターの管理を安定的かつ持続可能なものとするよう、土佐清水ジオパーク推進協議会を一般社団法人化し、ジオパーク専門員等を協議会職員とするほか、観光商工課内に、ジオパーク推進係を配置とする体制を計画しております。

このため、現在の国立公園*ジオパーク推進課は、今年度末をもって廃止するため、課設置条例の改正を行うものです。

続いて第2号議案の、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案も第1号議案同様に、国立公園*ジオパーク推進課の廃止に関するもので、一般社団法人の土佐清水ジオパーク推進協議会へ市職員を派遣するにあたり、公益的法人等への一般職の地方公務員法の派遣等に関する法律に基づき、職員を派遣可能な団体及び派遣職員へ支給する各種手当を条例に規定し、職員派遣に関して必要な条例の改正を行うものであります。

続いて第3号議案は、工事請負契約金額の変更についてであります。

本議案は、三崎上水道施設配水地整備工事の現契約額2億1,835万円を、1,983万3,000円増額し、2億3,818万3,000円とし、令和6年度末までの計画としております。三崎地区の水道施設工事の一部を、前倒しして、より効果的かつ効率的な事業の推進を目指すものであります。

続いて第4号議案も工事請負契約金額の変更についてであります。

本議案は、土佐清水市総合公園体育館屋根改修工事について、12月会議において補正予算案が可決されましたので、物価高騰等により、当初、設計に計上を見送っておりました避雷針設置工事及び腐食の進行が著しい屋根のひさし部分のといの全面改修を追加施工するため、工事請負契約を変更し、体育館の長寿命化を図るものであります。現契約額1億7,600万円を3,696万円増額し、変更後の契約金額は2億1,296万円となります。

第3号及び第4号議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定に基づき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出にあたっての私からの説明を終わらせていただきますが、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川博史君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。議案第1号から議案第4号までの議案4件は、所管の委員会に付託し、審議を願うことになっております。この点、十分お含みおきの上、委員会審議をお願いいたします。

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第1号から議案第4号までの議案4件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

なお、委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に配慮をお願いいたします。

この後、直ちに総務文教常任委員会を開催し、同委員会終了後、産業厚生常任委員会を開催いたしますので、委員会審査についてよろしくをお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10時16分 休 憩

午後 1時58分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

ただいまから、各委員会の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長、新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 総務文教常任委員会 審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和5年土佐清水市議会定例会1月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本議案は、来年度4月からの組織機構の再編に係る条例改正となっている。本年度の行政改革推進会議での協議を経まして、令和5年4月から、現在の国立公園*ジオパーク推進課を廃止し、その所管する事務を観光商工課内に新設する係へ再編することとしており、それに伴い、課設置条例の一部を改正するものである。改正内容は、課設置

条例の観光商工課が所管する事務に国立公園*ジオパーク推進課が所管する事務を追記するものとのこととあります。

委員から、市長の提案理由説明では、ジオパーク専門員等を協議会職員とするとのことであったが、人員配置はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、現在の人員体制は、一般職正規職員が3人、ジオパーク専門員などの一般職任期付職員が4人、会計年度任用職員が1人の計8人となっている。4月以降は、一般職員、任期付職員と会計年度任用職員であったものは協議会職員として配置する予定としており、協議会の職員は6人と市からの派遣職員2人を含めた計8人の配置を予定しているとのこととあります。

委員から、課を設置する廃止前と再編後では運営経費にどのくらいの差があるかとの質疑に対し、執行部から、運営経費についてはほぼ同じであるが、差が出るのであれば、新しくなる事務局長と現在の課長の人件費の差額分が事業費の差になるとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（細川博史君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長、山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和5年土佐清水市議会定例会1月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第3号「工事請負契約金額の変更について」

につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第4号「工事請負契約金額の変更について」

執行部の説明によりますと、土佐清水総合公園体育館屋根改修工事については、材料費高騰により当初設計に計上できなかった避雷針設置工事について、12月会議で補正予算が成立となり、現地調査等で対策工事が決定した工事を追加するため、契約金額の変更を行うとのこととあります。

委員から、避雷針については、屋根にワイヤーケーブルをはわす形状の避雷針を設置し直すかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、既存のものと同じ形状の避雷針を設置す

るとのことです。

委員から、当初予算としては計上できなかったとのことだが、避雷針設置工事は当初から計画されていたのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、既存の避雷針はワイヤーケーブルが切断されており機能を喪失していた。また、今回の屋根改修工事はカバー工法という既存の屋根に被せていく工法となるため、既存の避雷針が健全であっても、再度設置し直すという工事が必要となると考え、当初の段階より設置の計画があったとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（細川博史君） 以上で委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 委員長報告の中で、人員についてですが、現在の人員体制は一般職正規職員3人、ジオパーク専門員などの一般職任期付職員4人、会計年度任用職員1人の計8人とのことだが、4月以降が一般職員、任期付職員と会計年度任用職員だった者は協議会職員として配置する予定としておりとのことだが、協議会の職員は6人で、今現在だと一般職任期付職員4人、会計年度任用職員1人の計5人になる。もう1人はこういった職員が配置されるのか。

あと、もう1つが、課を廃止する前と再編後では運営経費にどのくらいの差があるのかとの質疑に対して、運営経費についてはほぼ同じであるが、差が出るのであれば新しくなる事務局長と現在の課長の人件費の差額分が事業費の差になるということだが、その差額は低くなるのか増額するのか。

○議長（細川博史君） 総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君委員長席）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） まず1つ目ですけど、6人のうち、もう一人はとのことですが、法人化する土佐清水ジオパーク推進協議会が、6人を雇用するとのことですので、また再募集をするのかということころまでは詰めてはいないですけど、市のほうからは2人を派遣されるということで、計8人とお聞きしております。

続きまして、もう1点の予算のことについては、ほぼほぼ同額ということでお聞きしており、高くなるのか少なくなるのかまでは計算ができていないと聞いております。以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 2つ目の最後の質疑についての答弁としては、差額分が出るという答弁までは聞いているが、差額が増額なのか、減額なのかは聞いていないということですね。

1つ目の6人のうちの、今現在が一般職任期付職員4人、会計年度任用職員1人の計5人であったのが、そのまま配置するということなので、それが協議会の職員を6人となっているから、もう一人がどういう人が入るのかという質疑だったのだが、それに対する明確な答弁がなかったのですが。

○議長（細川博史君） 総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君委員長席）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 残りの1人のところまでは協議に至っておりません。説明でお聞きしているのは6人のうち職員は1人減で、法人のほうで6人雇用するという事です。答弁になっていないかもしれないが、以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） そこまで確認していないということでしょうか。今5人いて、委員長報告だとその5人は協議会職員として配置する予定としておりということをおっしゃっていたので、その後に協議会職員は6人となっているので、5人と6人で、もう1人が例えば、一般職任期付職員になるのか、会計年度任用職員になるのか、もしくは新たな職種の方が来るのか、そこは委員会としては確認していないということですね。

○議長（細川博史君） 総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君委員長席）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） そこまでの確認はできていません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 了解です。

○議長（細川博史君） 他に質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第1号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「工事請負契約金額の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「工事請負契約金額の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

1月会議に提案いたしました議案につきましては、全議員の賛成をもって可決承認いただき誠にありがとうございました。

提案理由でも説明したとおり、新規の感染者数は減少しているものの、第8波がピークに達していると判断できず、いまだ予断を許さない状況が続いております。

今後におきましても、気を緩めることなく、感染拡大防止に取り組んで参りますので、引き続き、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長(細川博史君) これをもちまして、令和5年土佐清水市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時17分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員